

2011年6月1日

社団法人 日本建築士会連合会
ご担当者 様 ー

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会
委員長 江口 禎

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款の改正
(平成23年5月改正)について

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会では、平成23年5月31日付けで民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款を改正したのでお知らせいたします。

今回の改正は、平成22年7月26日に国土交通大臣の諮問機関である中央建設業審議会(以下「中建審」という。)において、建設業における契約・取引の対等化・明確化を図る等の観点より、建設工事標準請負契約約款が改正されたことを受け、当約款委員会においても、同審議会の勧告の趣旨を踏まえ、当約款の2年ぶりの改正を行いました。

中建審では、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)・(乙)、標準下請契約約款の4つの標準約款を改正していますが、当約款委員会では、発注者と受注者との間の契約約款(元請契約約款)である、公共工事標準約款、民間建設工事標準約款(甲)・(乙)の3つを参考にして見直しの検討を行いました。

また、当約款委員会では、日頃から社会情勢の変化や建設関連法令・通達の改正等に目配りしつつ調査・研究を重ねているところですが、その中から、今回の改正に合わせて取り上げるべき事項の検討も並行して行いました。

その結果、今回改正した主な点は、下記の通りです。

主な改正点

- (1) 発注者を「甲」、請負者を「乙」とする呼称は、発注者が請負者に優位するとの印象を与えているおそれがあるため、その略称表記を廃止し、それぞれ「発注者」「受注者」に改めるとともに、それに合わせて「丙」を「監理者」と表記しました。
- (2) トラブル防止の観点から、発注者・受注者・監理者間それぞれにおける協議、承諾、通知、請求等は原則として書面により行う旨の規定を新たに設けました。(第1条(6))
- (3) 実効性・相当性の観点から行ってきた調査等の検討結果を踏まえ、工期遅延及び支払い遅滞の場合の違約金算出方法を見直しました。(第30条)
- (4) 発注者が支払能力を欠く「おそれがある」場合の受注者による中止権、解除権を規定

しました。(第32条(5))

- (5) 建設工事において反社会的勢力との関係を遮断するために、契約を解除できる場合として、発注者又は受注者の役員等が反社会的勢力である場合等を新たに追加しました。(第31条、第32条)
- (6) 当事者間に紛争が発生した場合の解決方法として、従来の建設工事紛争審査会のあつせん、調停、仲裁による解決方法以外に、裁判所での訴訟による解決方法が選択できることを明記しました。(第34条(3))

上記のうち(1)(2)(3)及び(5)については、基本的には、中建審の標準約款の改正の趣旨と同じです。

改正版の頒布時期、公表時期について

改正した約款(契約書、留意事項等の付属書類を含む契約書一式)は、6月27日(月)から頒布いただけるように印刷・配送等の準備を進めております。

改正内容を6月9日(木)に業界紙に公表し、当委員会のホームページ<http://www.gcccc.jp/>において、新旧対照表を公表する予定としております。

貴団体ホームページによる広報について(お願い)

前記のおもな改正点(1)～(6)についても、明日(6月3日)には当委員会のホームページ「お知らせ欄」に掲載する予定です。

つきましては、構成団体各位のホームページにおいても、「ニュース」等の形で、下記を掲載していただければ幸甚に存じます

民間(旧四会)連合協定工請負契約約款の改正について:2011年6月27日より販売開始予定。

概要は民間(旧四会)連合協定工請負契約約款のホームページ<http://www.gcccc.jp/>でご確認下さい。

ご多忙中のところ恐縮なお願いですが、約款改正の迅速な周知のためになにとぞよろしくご協力を願います。

以上